

議

会

平成31年第1回町議会定例会が、3月5日に開会され、一般質問のほか平成30年度各会計補正予算、条例改正などについて審議されました。

また、平成31年度各会計予算は、予算特別委員会へ付託し審議され、本会議において可決されました（詳しくは、本紙16～18ページをご覧ください）。

定例会は、18日に全議案の審議を終了し閉会しました。

平成31年第1回町議会定例会

一般質問

松田議員

- 本年10月の消費税10%に向けての対策について

大釜議員

- 月形高校の支援について

東出議員

- 国保財政調整基金の活用について

我妻議員

- 平成31年度の農業への取り組みについて

楠議員

- 観光まちづくりプランの実践について
 - (1) 皆楽公園の再整備にあたっての基本コンセプトについて
 - (2) 本町市街地周辺の観光資源について
 - (3) 観光土産や特産物開発による町内経済への波及について
- 本町のコミュニティスクールの実施と小中一貫教育について

宮下議員

- 全ての町民高校生を対象にした教育環境支援について
- 求められている「町民の移動手段」とは一月形町地域公共交通網形成計画について
- 月形町における町立病院の在り方について
- 町民が求める情報共有と参画の場について
- 役場が機能するための事業仕分けについて
- 行政報告への葬儀の掲載について

承認

■専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合規約の制定および廃止について）

組合を組織する団体のうち、北海道が構成団体となり加入していた規約を廃止し、新たに規約を制定しました。

議案

平成30年度各会計補正予算

■平成30年度月形町一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出予算の総額を、それぞれ8,944万7,000円減額しました。総額35億462万4,000円

■平成30年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

歳入歳出予算の総額を、それぞれ7,001万5,000円増額しました。総額5億4,953万8,000円

■平成30年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の総額を、それぞれ153万4,000円減額しました。総額1億1,665万1,000円

■平成30年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,640万1,000円減額しました。総額4億4,202万4,000円

■平成30年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の総額を、それぞれ58万9,000円減額しました。

総額6,098万8,000円

■平成30年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）

収益的収入および支出の総額を、それぞれ2,770万7,000円減額しました。

総額5億7,518万1,000円

また、資本的収入を101万7,000円減額、支出を258万8,000円減額しました。

資本的収入総額6,004万2,000円

資本的支出総額7,338万5,000円

条例の改正その他

- 月形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 課の数を4課から5課とし、企画振興課を新設。また、産業課の名称を農林建設課に変更しました。
※行政機構についての詳細は、19ページをご覧ください
- 月形町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 南耕地昭栄行政区の属する町内会等から雁里区域を削除しました。
- 月形町地域情報通信基盤施設条例の一部を改正する条例の制定について
 - 雁里区域の削除に伴い、条文を改めました。
- 月形町訪問介護員派遣事業条例を廃止する条例の制定について
 - 平成28年4月1日から実施している介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスにおいて、代替となる事業が実施されているため廃止することとしました。
- 月形町在宅高齢者生きがいデイサービス事業条例を廃止する条例の制定について
 - 平成28年4月1日から実施している介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスにおいて、代替となる事業が実施されているため廃止することとしました。
- 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 昭栄の里の管理が契約解除となることに伴い、昭栄の里の一部である旧教職員住宅を町営住宅として管理することとしました。
- 月形町嘱託職員の就業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 防災対策専門員を採用することに伴い、防災対策専門員の報酬を新たに追加しました。
 - 町立病院嘱託職員に関する規定に放射線技師、薬剤師を新たに加え、また、嘱託医師の報酬上限額を引き上げたことが主な内容です。
 - 嘱託職員の採用年齢の特例を設けました。
- 公の施設に係る指定管理者の指定について
 - 月形町民保養センター他の指定管理者が指定されました。
指定管理者となる団体名：株式会社月形町振興公社
住所：月形町1219番地
指定の期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
 - 月形町交流センターの指定管理者が指定されました。
指定管理者となる団体名：社会福祉法人月形町社会福祉協議会
住所：月形町1064番地13
指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
 - 月形町穀類乾燥調製貯蔵施設の指定管理者が指定されました。
指定管理者となる団体名：月形町農業協同組合
住所：月形町1069番地
指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

役場庁舎内のテレビから 審議のようすを見ることができます

本会議場内には、2台のカメラが設置されており、本会議のようすが撮影されています。定例会および臨時会の会期中は、リアルタイムで役場庁舎内の町民サロンと町民ホールに設置されているテレビに、審議のようすが中継されます。

町議会がどのような機能を持ち、町政がどのような考えで行われているかを理解するためには、本会議のようすを見ていただくことが一番良い方法です。3階の本会議場まで足を運ぶのが困難な方や、本会議場の雰囲気から傍聴をためらわれている方などは、ぜひテレビ中継をご覧ください。

また、本会議の傍聴を希望される方は傍聴席入り口で受付簿に住所と氏名をご記入のうえ入場してください。町民の皆さまのご来場をお待ちしております。

